

個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案に関する意見

平成 28 年 10 月 7 日

経営法友会

1. はじめに

基本方針の変更案にあるとおり、ビッグデータの活用やEコマースの急速な発展、Fin Tech など新たな技術による日本経済の活性化には、個人情報の活用はますます重要になっている。このような中、個人情報の保護のみならず、「適正かつ効果的な活用の促進」のための実践が官民の幅広い主体に求められるという本基本方針の変更案の基本的な考え方については賛同するものである。

しかしながら、以下 2. で述べる点について引き続き注力していただくとともに、基本方針に記載された措置が、単なる基本方針にとどまることがないよう、ガイドライン策定などの具体的な計画を立案し、実行スケジュール等の公表を早急に実施されることを切に希望する。

2. 各論

1 (2) ②法の正しい理解を促進するための取組について

今回の個人情報保護法改正では、第 1 条（目的）において、個人の権利利益を保護する際に配慮すべき個人情報の有用性の例示として「(個人情報の) 適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること」が新たに規定された。本基本方針改定案も前文で同旨を謳っており、改定前の前文「基本方針は、個人情報の保護に万全を期すため、」と比べると、個人情報の有用性をより重視する姿勢が看取できる。そして、このことは、本基本方針改定案 1 (2) ①の「(個人情報の保護に) 関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。」との記載に現れていると理解できる。

個人情報取扱事業者である企業としては、個人情報の有用性に配慮しつつ活力ある経済社会の実現を目指すものであるが、個人情報保護法に関しては、未だ裁判例の蓄積が少ないこと等もあり、司法判断ではなく行政がガイドライン等で示す解釈に基づく運用が中心となること、及び、「いわゆる『過剰反応』」が起きやすいことは、現在も同様であると考えられる。

本基本方針 1 (2) ②では、「いわゆる『過剰反応』を踏まえた取組」が削除されたが、改定案は、「(国は、事業者及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、) 法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適性且つ効果的な活用の促進を図っていく」と謳っている。

企業としては、個人情報保護法において認められる事項及び禁止されている事項、更に

は個人情報の有用な利用の具体例等を積極的に発信される等、積極的かつ具体的な取組を期待する。

1 (3) 国際的な協調について

平成 28 年 7 月 29 日付にて、個人情報保護委員会より「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」において、「円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきている米国、EU（英国の EU 離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」旨の通知がなされたが、日本国内の事業者が国際的なデータ流通を円滑に行うことを確保するためにも、米国と EU 間の Privacy Shield 合意のような枠組みの制定に向けた取組を早期に進めていただきたい。

2 (2) ①個人情報の保護の推進に関する施策について

公表されている「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」は、具体的な運用について事業者に必要な指針を与える内容となっていない点がある。企業が、個人情報を「適正かつ効果的に活用」し、「新産業・新サービスの創出」や「イノベーション創出」を行うためには、より具体的な行動指針が示されることが必要であると考えます。

「適正かつ効果的に活用」とは具体的にどのようなことであるかも含め、個人情報保護委員会において、改正法令に基づいた省庁横断的なガイドラインについて、改正法令の施行以前に企業が対応できる十分な周知期間を置いた上で公表されることを要望する。

2 (4) 個人情報の保護及び円滑な流通を確保するための国際的な取組について

日本における個人情報保護体制が十分であるとの理解が海外各国に浸透していないため、例えば、欧州経済領域にある者から本邦に個人情報を提供する場合、別途、現地法の要求する手続を履行する必要性が生じている。このため、企業活動がグローバル化しているにもかかわらず、海外の子会社やグループ会社から、本邦の本社に個人情報を円滑に提供することができない場合が生じている。

従って、関係各国との調整や必要な法制の整備を早急を実施し、日本企業のグローバル化が円滑に進展するように、必要な制度的なインフラを整備していただきたい。

以 上